

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第593号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）9月3日付けで諮問（第593号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、固定資産税（償却資産）の賦課においては、地方税法の規定に基づき、申告義務がある事業所等について申告期限までに紙の申告書が提出されている。この申告の方法については、紙の申告書のほか、電子での申告として、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、平成16年からeLTAX（地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム）を任意に利用することが可能となっていたが、本市においてはシステム未構築のため、紙の申告書のみとなっている。

この度、平成24年3月の地方税法改正により、個人市民税の賦課においては、当該年の前々年に提出すべき国税の法定調書の提出枚数が1,000枚以上の事業所等については、平成26年1月1日以降地方税における給与支払報告書等について電子申告又は光ディスク等での提出が義務づけられたが、この選択は地方団体側にあるのではなく提出者が選択するものであるため、提出義務者が電子申告を選択した場合は地方団体側は受けなければならないこととされているため、その受信体制を構築する必要がある。

本市においては、この個人市民税における受信体制の構築に合わせ、法人市民税、事業所税及び固定資産税（償却資産）についても納税者の利便性向上のため、電子申告・申請等のシステムを構築することとなった。

eLTAX による公的年金からの特別徴収（当該年度の初日において65歳以上の者に老齢等年金給付の支払いをする者にかかる当該年金に関する通知及び特別徴収に関する通知）については平成20年に、国税連携（国税庁から地方団体への所得税確定申告のデータ送信）についてはそれぞれ電子化による送受信が義務化され、本市も電子的な送受信をそれぞれ実施している。なお、これらの実施の際には藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対しコンピュータ処理について諮問し、承認（公的年金からの特別徴収：2008年1月8日答申第364号、国税連携：2010年12月9日答申第455号）を得ている。

今回実施する、固定資産税（償却資産）の賦課処理等のため、申告書等の電子申告等の送受信というサービスを行うことについては、公的年金からの特別徴収及び国税連携と同様に eLTAX を利用して行うものであるが、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定の新たにコンピュータ処理を行うことに該当するため、諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理の内容及び必要性

### ア 受信

内容：申告者が送信した申請書等は、インターネットから指定法人（一般社団法人地方税電子化協議会）、認定委託先事業者（以下「ASP事業者」という。）を通じ、本市市民税課に設置した専用送受信端末（以下「eLTAX送受信端末」という。）で受信する。

必要性：納税者の利便性向上を図るため、これまでの紙のみとしていた申告・申請を電子による申告・申請に拡大し、eLTAX送受信端末で受信したデータを担当職員が、固定資産税課税システムへ手入力するため、1度紙に印刷する作業が必要となる。

### イ 受信データの処理

内容：受信した申告等データについては、eLTAX送受信端末に直接接続したプリンタにて紙に出力し、担当職員が固定資産税（償却資産）課税システムへ、それぞれ入力する。

受信データはファイル転送によりIT推進課が管理するサーバ室に設置されているファイルサーバ（Gドライブ）に保存する。

必要性：受信データが課税資料の原本であるため、これを保存するにはコンピュータ処理により行う必要がある。

### ウ 送信データの処理

内容：受信した申告等データの内容に不備等があって受理できない場合や、申告等データを職権訂正した場合の内容通知等を、eLTAX送受信端末から、ASP事業者を通じ一般社団法人地方税電子化協議会システム内の申請者ボックスに送信する。

必要性：電子で受信した申告等データが受理できない場合や申告等データを職権訂正した場合の内容通知をするため、これを送信するにはコンピュータ処理で行う必要がある。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

ア この申告に応答する者の係及び氏名（法人の場合）

イ 事業所用家屋の所有区分（借家の場合の所有者名）

(4) 安全対策

ア eLTAX の安全対策

(ア) 申告者が eLTAX へのアクセスを行う際は、利用者 ID と暗証番号の入力により不正なアクセスを防止している。

(イ) 申告者が申告等データを eLTAX へ送信する際は、電子証明書によって電子署名を行い、第三者によるなりすましやデータの改ざんを防止している。

(ウ) 必要な場面で SSL 方式の暗号化を行い、個人情報の盗聴防止をしている。また、個人情報を記録するデータベースやサーバはファイアウォールとアクセス監視システムなどによりセキュリティが確保されている。

(エ) 地方団体が ASP 事業者へ委託して業務を行う際の受託者である認定委託先事業者については、唯一の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が定める要綱（認定委託先事業者の認定等に関する要綱）（資料 5）において、電子申告等システムにおいても技術基準（電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準、平成 25 年総務省告示第 206 号）（資料 4）に適合したセキュリティが確保されていると認められていることが条件の一つとして規定されている。現在この認定委託先事業者は 8 事業者であり本市が契約する日本電気株式会社はこのうちの 1 者である。

イ 本市の安全対策

(ア) セキュリティ規程の制定

国税連携が開始され、技術基準が定められた際、この基準に従い市内部の組織、対策について「藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程」を設けているが、この規程を電子申告を含めたものに改正し、適用させる。

(イ) 端末操作者の制限

eLTAX 送受信端末の審査システムの使用の際には、端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に生体認証を行い、実施機関担当課職員以外の端末利用を制限する。また、ログイン時は、ID 及びパスワードの設定により不正アクセスを防止する。

(ウ) 受信したデータの管理

eLTAX 送受信端末にて受信したデータは、受信の都度上記 4 に記載のとおり、G ドライブに転送し、eLTAX 送受信端末内にデータを残さ

ないこととし、また電子媒体を使用しないファイル転送を利用することによりデータの紛失、盗難を防止する。

また、転送されたデータは、これを原本として扱うため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存し、保存年限終了後に消去する。

(5) 電子申告等利用に係る契約

本市においては、eLTAXサービスの利用については、国税連携及び公的年金に係る特別徴収事務においてASP事業者に委託して行う共同利用型を採用しているため、今回の電子申告についてもASP事業者を利用した共同利用型で行う。

ア 契約するASP事業者

国税連携に係るASP利用契約については、eLTAX導入ガイドラインにおいて共同利用型でeLTAXサービスを利用する場合にはすべて同一のASP事業者とすることとされているため、国税連携及び公的年金に係る特別徴収事務について利用契約を締結している日本電気(株)を契約相手先とする。

イ 契約書(案)

上記(4)ア(エ)に記載の総務省告示において契約で規定すべき事項等として示されている内容を盛り込んだ「eLTAX(電子申告・申請)ASPサービス利用契約書(案)(GPRIME地方税ASPサービス利用規約(第7版)、GPRIME電子申告ASPサービス仕様書(第7版)」を含む)を作成し、契約に関する協議を進めている。

(6) 実施年月日 2013年11月25日から

(7) 提出資料

- ア 資料1 eLTAX事業内容
- イ 資料2 国税連携・eLTAXシステム関連図
- ウ 資料3 電子申告、申請、届出により受信する、又は税額通知により送信する個人情報
- エ 資料4 電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準について(通知)
- オ 資料5 認定委託先事業者の認定について
- カ 資料6 藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程
- キ 資料7 eLTAX(電子申告・申請)ASPサービス利用契約書(案)
- ク 資料8 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

## ア 受信

申告者が送信した申請書等は、インターネットから指定法人（一般社団法人地方税電子化協議会）、認定委託先事業者（以下「ASP事業者」という。）を通じ、本市市民税課に設置した専用送受信端末（以下「eLTAX送受信端末」という。）で受信する。

納税者の利便性向上を図るため、これまでの紙のみとしていた申告・申請を電子による申告・申請に拡大し、eLTAX送受信端末で受信したデータを担当職員が固定資産（償却資産）課税システムへ、手入力するため、1度紙に印刷する作業が必要となる。

## イ 受信データの処理

受信した申告等データについては、eLTAX送受信端末に直接接続したプリンタにて紙に出力し、担当職員が固定資産（償却資産）課税システムへ、それぞれ入力する。

受信データはファイル転送によりIT推進課が管理するサーバ室に設置されているファイルサーバ（Gドライブ）に保存する。

受信データが課税資料の原本であるため、これを保存するにはコンピュータ処理により行う必要がある。

## ウ 送信データの処理

受信した申告等データの内容に不備等があって受理できない場合や、申告等データを職権訂正した場合の内容通知等を、eLTAX送受信端末から、ASP事業者を通じ一般社団法人地方税電子化協議会システム内の申請者ボックスに送信する。

電子で受信した申告等データが受理できない場合や申告等データを職権訂正した場合の内容通知をするため、これを送信するにはコンピュータ処理で行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

## (2) 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

### ア eLTAXの安全対策

(ア) 申告者がeLTAXへのアクセスを行う際は、利用者IDと暗証番号の入力により不正なアクセスを防止している。

(イ) 申告者が申告等データをeLTAXへ送信する際は、電子証明書によって電子署名を行い、第三者によるなりすましやデータの改ざんを防止している。

(ウ) 必要な場面でSSL方式の暗号化を行い、個人情報の盗聴防止をしている。また、個人情報を記録するデータベースやサーバはファイアウォールとアクセス監視システムなどによりセキュリティが確保されている。

(エ) 地方団体がASP事業者に委託して業務を行う際の受託者である認定委託先事業者については、唯一の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が定める要綱（認定委託先事業者の認定等

に関する要綱)において、電子申告等システムにおいても技術基準(電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準、平成25年総務省告示第206号)に適合したセキュリティが確保されていると認められていることが条件の一つとして規定されている。現在この認定委託先事業者は8事業者であり本市が契約する日本電気株式会社はこのうちの1者である。

#### イ 本市の安全対策

##### (ア) セキュリティ規程の制定

国税連携が開始され、技術基準が定められた際、この基準に従い市内部の組織、対策について「藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程」を設けているが、この規程を電子申告を含めたものに改正し、適用させる。

##### (イ) 端末操作者の制限

eLTAX送受信端末の審査システムの使用の際には、端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に生体認証を行い、実施機関担当課職員以外の端末利用を制限する。また、ログイン時は、ID及びパスワードの設定により不正アクセスを防止する。

##### (ウ) 受信したデータの管理

eLTAX送受信端末にて受信したデータは、受信の都度、Gドライブに転送し、eLTAX送受信端末内にデータを残さないこととし、また電子媒体を使用しないファイル転送を利用することによりデータの紛失、盗難を防止する。

また、転送されたデータは、これを原本として扱うため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存し、保存年限終了後に消去する。以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上